

## 特定公的給付について

### ■ 特定公的給付とは

「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和 3 年 5 月 19 日施行)に基づく給付

- ① 国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害もしくは感染症が発生した場合に支給されるもの又は
- ② 経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるものとして 内閣総理大臣が指定するもの。



### ■ 特定公的給付に指定

「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」

(特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理)

第 10 条 行政機関の長等は、特定公的給付の支給を実施しようとするときは、支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る当該判定に必要な情報その他の当該支給を実施するための基礎とする情報を個人番号を利用して管理することができる。

(資料の提出その他の協力)

第 11 条 行政機関の長等は、前条に規定する情報の管理に関する事務のために必要があると認めるときは、他の行政機関の長等に対して、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

### ■ マイナンバー利用事務に規定

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」  
(いわゆるマイナンバー法)

(利用範囲)

第 9 条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部または一部の委託を受けた者も、同様とする。  
別表第一 (第 9 条関係) 百二十一

「特定公的給付」をマイナンバー利用事務として規定

### ■ 住民税非課税世帯等に対する臨時給付金について

今回の給付金は、特定公的給付に指定 (令和 3 年 12 月 21 日) されたため、マイナンバー利用事務として、給付金の支給のために必要な市区町村民税情報等の庁内連携や他市区町村との情報連携を行うとともに、マイナンバーで照会できない個人情報については、法律を根拠として目的外利用を行う。

新宿区個人情報保護条例 第 16 条第 1 項本文 (電子計算機による個人情報の処理開発、変更) 諮問  
同条例 第 14 条第 1 項 (業務委託等) 報告  
特定個人情報保護評価 (PIA) の実施 報告